

日本標準標準産業分類 第12回改定の主要な改定点

ア 改定の基本的視点

- (ア) 情報通信の高度化，経済活動のサービス化の進展等に伴う産業構造の変化への適合
- (イ) 統計の利用可能性を高めるための的確な分類項目の設定と概念定義の明確化
- (ウ) 産業に関する国際的な分類との比較可能性の向上

イ 改定に伴う分類項目数の増減

区分	大分類	中分類	小分類	細分類
現行項目数(A)	19	97	420	1,269
改定項目数(B)	20	99	529	1,455
増減(B-A)	1	2	109	186

ウ 改定の主な内容

平成14年3月の改定以降の産業構造の変化に適合させるため，大分類項目の新設のほか，中・小・細分類項目の新設，廃止等の見直し及びこれまで企業内の主要な経済活動と同一として取扱ってきた本社等の管理，補助的活動を行う事業所について，新たに分類項目を設けるなど全面的に見直し。

(ア) 大分類項目の見直し

- ① 「農業，林業」の統合・新設
 - ・ 全産業に占める農業及び林業の割合及び農業と林業に係る施策の現状等を踏まえ，「農業」と「林業」を統合し，大分類「農業，林業」を新設。
- ② 「鉱業，採石業，砂利採取業」への名称変更
 - ・ 「鉱業」における「採石業，砂・砂利・玉石採取業」の事業所数が約84%と大半を占める状況を踏まえ，名称を「鉱業，採石業，砂利採取業」に変更。
- ③ 「運輸業，郵便業」の統合・新設
 - ・ 郵便事業株式会社の発足及び活動の方針を踏まえ，I-運輸業に中分類「郵便業」を新設し，その多くが運輸業関係者である「信書送達業」を，H-情報通信業から分離，統合し，新設。
- ④ 「不動産業，物品賃貸業」の統合・新設
 - ・ ファイナンス・リースを含む「物品賃貸業」の活動が，売買，賃貸，管理といった「不動産業」の活動により近くなったこと，近年，不動産リースが行われていることなどを踏まえ，Q-サービス業（他に分類されないもの）」

の中分類「物品賃貸業」とLー不動産業を統合し、新設。

⑤ 「学術研究，専門・技術サービス業」及び「生活関連サービス業，娯楽業」の新設

Qーサービス業は，前回改定後による分割後も増加を続け，事業所数は全産業の約5分の1，従業者数は約6分の1を占め，各種経済活動が混在

- ・ 学術研究，専門・技術サービス及び広告に関する分野は，事業経営の高度・専門化及び多様化等に伴い，産業規模が拡大していることなどから，Qーサービス業から分離して，大分類を新設。
- ・ 生活関連サービス業，娯楽業に関する分野は，生活様式の変化に伴う消費者ニーズ多様化，余暇時間の増大等に伴い，産業規模が増大していることから，Qーサービス業から分離して新設。

⑥ 「宿泊業，飲食サービス業」の統合・再編

- ・ 客の注文で調理した飲食品を提供するテイクアウト・デリバリーサービス等の比率が高くなったことを踏まえ，Jー卸売・小売業からそれらを分離し，Mー飲食店，宿泊業と統合し，新設。

○ 大分類項目の新設により，国際的な産業分類との比較可能性が向上

日本標準産業分類(JSIC) 第12回改定	国際標準産業分類(ISIC) Rev. 4 2007	北米産業分類システム (NAICS) 2002
Hー運輸業，郵便業	Hー運輸・保管業(※)	48-49 運輸及び倉庫業(※)
Kー不動産業，物品賃貸業	—	53 不動産，レンタル及びリース業
Lー学術研究，専門・技術サービス業	Mー専門，科学及び技術サービス業	54 専門的・科学的・技術的サービス業
Mー宿泊業，飲食サービス業(※2)	Iー宿泊業，飲食業	72 宿泊及び飲食業

(※) この大分類には「郵便業」が含まれている。

(※2) 今回の改定でテイクアウト，デリバリーによる飲食サービスを加えたことにより範囲が一致した。

(イ) 中分類項目の見直し(新設34項目，廃止32項目)

① 新設

- i) 「はん用機械器具製造業」，「生産用機械器具製造業」及び「業務用機械器具製造業」
 - ・ 機械器具の生産構造の変化に適合させるため，Fー製造業の中分類「一般機械器具製造業」，同「精密機械器具製造業」同「その他の製造業」の小分類「武器製造業」を統合，再編
- ii) 「郵便業(信書便事業を含む)」

- ・ 日本郵政公社の民営分社化により郵便事業を主業とする郵便事業株式会社が発足し、その事業活動が物流の領域まで広がっていくであろうことを踏まえ、I－運輸業に新設
- iii) 「無店舗小売業」
 - ・ 情報通信技術の高度化等に伴い、店舗を有することなく消費者に商品を流通させる事業所が増加している事を踏まえ、その実態を把握するため新大分類「卸売業，小売業」に新設
- iv) 「技術サービス業（他に分類されないもの）」
 - ・ 事業経営の多様化等に伴い専門的技術サービスを提供する事業所が増加している事を踏まえ、その実態を把握するため新大分類「学術研究，専門・技術サービス業」に新設
- v) 「持ち帰り・配達飲食サービス業」
 - ・ 消費者ニーズの多様化に伴う飲食サービス業の変化の実態を把握するため新大分類「宿泊業，飲食サービス業」に中分類を新設
- vi) 「職業紹介・労働者派遣業」
 - ・ 事業経営の多様化に伴う雇用形態の変化の実態を把握するため新大分類「サービス業（他に分類されないもの）」に新設

② 廃止

- i) 「繊維工業（衣服，その他の繊維製品を除く）」，「衣服・その他の繊維製品製造業」
 - ・ F－製造業の中分類「繊維工業（衣服，その他の繊維製品を除く）」，「衣服・その他の繊維製品製造業」を廃止し，中分類「繊維工業」とする。
- ii) 「郵便貯金取扱機関，政府関係金融機関」
 - ・ K－金融・保険業の中分類「郵便貯金取扱機関，政府関係金融機関」を廃止して，細分類「郵便貯金銀行」，「政府関係金融機関」して位置付け

(ウ) 小・細分類項目の見直し

① 小分類（新設178項目，廃止69項目）

- i) 新設
 - ・ 「生活関連産業用機械製造業」，「半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」，「通信販売・訪問販売小売業」，「金融商品取引業」，「金融代理業」，「配達飲食サービス業」等
- ii) 廃止
 - ・ 「眼鏡製造業（枠を含む）」，「米穀類小売業」，「政府関係金融機関」等

② 細分類（新設360項目，廃止174項目）

- i) 新設
 - ・ 「すし・弁当・調理パン製造業」，「再生骨材製造業」，「鉄骨系プレハブ住宅製造業」，「携帯電話機・PHS電話機製造業」，「ゲーム

ソフトウェア業」，「ポータルサイト・サーバ運営業」，「投資運用業」，
「郵便貯金銀行」，「ドラッグストア」，「ホームセンター」，「純粋
持株会社」，「居住支援事業」等

ii) 廃止

- ・ 「製綿業」，「練炭・豆炭製造業」，「ほうろう鉄器製造業」，「石綿製品製造業」，「マッチ製造業」，「魔法瓶製造業」，「生糸・繭卸売業」等

(エ) 産業全般に関連する分類項目

- ① 主な中分類ごとに、小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」を設定
 - ・ 統計データの継続性、統計利用上の利便性の向上を図るなどの観点から、これまで企業内の主たる経済活動と同一としていた「管理、補助的経済活動を行う事業所」を主活動から分離
- ② 小分類「経営コンサルタント業、純粋持株会社」及び細分類「純粋持株会社」を新設
 - ・ 統計データの継続性、統計利用上の利便性の向上を図るなどの観点から、これまで企業グループ内の主たる経済活動と同一としていた「純粋持株会社」を分離

(オ) 産業分類に係る基本的事項等について

- ① 複数の分類項目に該当する経済活動を行っている事業所の産業の決定方法
従来の「生産される財貨、取扱われる商品又は提供されるサービスの収入額又は販売額の最も多いもの」から、国際分類に倣い、原則として「販売又は出荷する財、あるいは他の事業所又は消費者に提供されるサービスの付加価値額」に変更。
付加価値額によることが困難な場合には、付加価値を代理する指標として、産出額、販売額、収入額、従業者数等を用いる。
- ② 製造小売業の取り扱いの整理
製造小売業については、店舗を構えている場合は小売業、無店舗の場合は製造業に分類することとして整理。